

**神戸市中央卸売市場本場再整備事業
基本協定書（案）**

平成 16 年 6 月 8 日

神戸市

目次

第1条	目的	1
第2条	当事者の義務	1
第3条	事業予定者の設立	1
第4条	株式の譲渡	2
第5条	業務の委託又は請負	2
第6条	事業契約	2
第7条	準備行為	3
第8条	事業契約不調の場合の処理	3
第9条	秘密保持	3
第10条	準拠法	3
別紙1	出資者保証書の様式	5
別紙2	誓約書の様式	7

神戸市中央卸売市場本場再整備事業に関する基本協定書（案）

神戸市中央卸売市場本場再整備事業（以下「本件事業」という。）に関し、神戸市（以下「甲」という。）と、[]及び[]をその構成員とし、[]をその代表者とする[]グループ（以下「乙」といい、その構成員を「乙の構成員」といい、代表企業を「乙の代表企業」という。）との間で、以下のとおり、本件事業に関する基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本基本協定は、本件事業に関し、乙が総合評価一般競争入札により落札者として決定されたことを確認し、神戸市中央卸売市場本場（以下「本件施設」という。）を構成する施設である埋立地棟及び配送センター棟施設並びに関連事業所・事務所棟施設（併せて、以下「新設施設」という。）の設計及び建設並びに本件施設の維持管理及び運営、これらにかかる資金調達並びにこれらに付随し、関連する一切の事項に関する契約（以下「事業契約」という。）を、乙の設立する本件事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）と甲とが締結することに向けての、甲及び乙の義務を定めるとともに、その他本件事業の円滑な実施に必要な諸手続を定めることを目的とするものとする。

（当事者の義務）

第2条 甲及び乙は、事業予定者と甲との間の事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなければならない。

2 甲及び乙は、事業契約締結のための協議においては、本件事業の入札手続における審査委員会及び甲の要望事項を尊重するものとし、かつ入札説明書に添付された事業契約書（案）及び入札参加者提案の内容に基づき可及的速やかに事業契約を締結するよう最大限の努力をするものとする。

3 乙は、入札提案書中の資金調達計画等に従い、事業予定者に出資し、事業予定者への出資者を募り、又は事業予定者による借入れその他の資金調達を実現させるために最大限の努力をするものとする。

（事業予定者の設立）

第3条 乙は、遅くとも事業契約の仮契約の契約締結日までに、事業予定者を設立し、その商業登記簿謄本を甲に提出するものとする。ただし、事業予定者は商法（明治32年法律第48号）上の株式会社とする。

2 乙の構成員は、必ず事業予定者に出資しなければならない。乙の構成員が保有する議決権の合計割合は、事業契約上の事業期間を通じて、事業予定者の総株主の議決権の2分

の 1 を超えなければならない。また、乙の代表企業は、甲の承諾がない限り、事業契約上の事業期間を通じて、出資者中最大の出資比率の議決権を維持しなければならない。

- 3 乙は、事業予定者をして、創立総会又は株主総会において取締役を選任せしめ、これを甲に報告させるものとする。かかる選任の後に取締役が改選された場合についても、乙は事業予定者をして、その旨を甲に報告させるものとする。

(株式の譲渡)

- 第 4 条 事業予定者の株式を取得した乙の構成員は、原則として、事業契約が終了するまで同株式を保有するものとし、株式の譲渡、担保権の設定又はその他の処分を行う場合、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。

(業務の委託又は請負)

- 第 5 条 事業予定者による本件事業の実施に関しては、新設施設の設計に係る業務を[] に、建設に係る業務を [] に、本件施設の維持管理に係る業務を[]に、運営に係る業務を [] にそれぞれ委託し又は請け負わせるものとする。

- 2 乙は、甲と事業予定者との間で事業契約が締結された後、速やかに、前項に定める新設施設の設計若しくは建設又は本件施設の維持管理若しくは運営に係る各業務を委託し又は請け負わせる者と事業予定者との間で、各業務に関する業務委託契約又は請負契約（若しくはこれに代わる覚書等）を締結せしめるものとし、速やかに、当該契約書の写し等各業務を委託し又は請け負わせた事実を証する書面を、甲に提出しなければならない。
- 3 第 1 項により事業予定者から新設施設の設計若しくは建設又は本件施設の維持管理又は運営に係る各業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。

(事業契約)

- 第 6 条 甲及び乙は、平成 16 年 [] 月 [] 日を目処として、事業予定者と甲との間で、事業契約を締結せしめるべく最大限の努力をするものとする。

- 2 甲及び乙は、事業契約締結後も、本件事業の実施のために互いに協力しなければならない。
- 3 乙は、事業予定者と甲との間で事業契約が締結された後、速やかに、別紙 1 の様式による出資者保証書を作成して甲に提出するとともに、事業予定者の株式を保有する乙の構成員以外の者から、別紙 2 の様式による誓約書を徴求して甲に提出しなければならない。

(準備行為)

第 7 条 乙は、事業契約締結前にも、自己の責任と費用において本件事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ可能な範囲で、自己の費用においてかかる行為に協力しなければならない。

2 前項の甲の協力の結果は、事業契約締結後においては、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

(事業契約不調の場合の処理)

第 8 条 甲又は乙のいずれの責めにも帰すべからざる事由により事業予定者と甲との間で事業契約の締結に至らなかった場合、甲及び乙が本件事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを、甲及び乙は確認するものとする。

(秘密保持)

第 9 条 甲と乙は、本基本協定に関する事項につき知りえた情報につき、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。但し、本基本協定の締結前に既に自ら保有していた場合、公知であった場合、本基本協定に関して知った後自らの責めによらないで公知になった場合、本基本協定に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、裁判所により開示が命じられた場合、乙が本件事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合及び甲が法令等に基づき開示する場合はこの限りではない。

(準拠法等)

第 10 条 本基本協定は日本国の法令にしたがって解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争に関する裁判の第一審の専属管轄裁判所は神戸地方裁判所とする。

以上を証するため、本基本協定書を 2 通作成し、甲及び乙の構成員がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表企業が各 1 通を保有する。

平成 [] 年 [] 月 [] 日

甲 住 所

名称 神戸市

[市長] []

乙 グループ
(グループの代表企業)
住 所
商 号

(グループの構成員)
住 所
商 号

(グループの構成員)
住 所
商 号

別紙 1 出資者保証書の様式

平成 年 月 日

神戸市
市長[]様

出 資 者 保 証 書

神戸市（以下「市」という。）及び[SPC名称]（以下「事業者」という。）との間で、平成 年 月 日付けで締結された神戸中央卸売市場本場再整備事業にかかる事業契約（以下「本契約」という。）に関して、落札者である 会社、 会社及び 会社（以下「当社ら」と総称します。）は、本日付けをもって、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

1. 事業者が、平成 年 月 日に、商法（明治 32 年法律第 48 号）上の株式会社として適法に設立され、かつ、本日現在、有効に存在すること。
2. (1) 本日時点における事業者の発行済株式の議決権の総数は、 個であること。
(2) 落札者の保有する事業者の株式の議決権の総数は、 個であり、そのうち 個は代表企業である 会社が、 個は 会社が、 個は 会社がそれぞれ保有すること。
(3) 落札者でない者が保有する事業者の株式の議決権の総数は、 個であり、そのうち 個は 会社が、 個は 会社が、 個は 会社がそれぞれ保有すること。
3. 本件事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有する事業者の株式を、金融機関に対して譲渡し又は同株式に担保権を設定する場合、事前に、その旨を市に書面で通知し承諾を得ること。この場合、担保権設定契約書を、契約締結後速やかに市に提出すること。

4. 前項に規定する場合を除き、当社らは、本契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、株式の譲渡、その他の処分後の議決権の保有割合が、平成16年 月 日付けで市と当社らとその構成員とし、 をその代表者とする グループとの間で締結された基本協定書第3条第2項に反する株式の譲渡、その他の処分は行わないこと。

以上

株式会社
代表者

株式会社
代表者

株式会社
代表者

別紙2 誓約書の様式

平成 [] 年 [] 月 [] 日

神戸市
[市長][]様

出資者誓約書

神戸市（以下「市」という。）及び [SPC名称]（以下「事業者」という。）との間で、平成 [] 年 [] 月 [] 日付けで締結された神戸中央卸売市場本場再整備事業にかかる事業契約（以下「本契約」という。）に関して、当社は、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資者誓約書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

1. 本日現在、当社が保有する事業者の株式の議決権の数は、 個であること。
2. 当社が保有する事業者の株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの出資者誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し市に提出すること。
3. 当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権の設定、その他の処分を行う場合、事前に市の承諾を得ること。

住所

株式会社
代表者